

議案第65号

二宮町印鑑条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を取得する際に使用するものとして、個人番号カードに加え、スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書が追加されることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町印鑑条例の一部を改正する条例

二宮町印鑑条例（昭和53年二宮町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）に次の各号のいずれかに掲げるものを使用することにより、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。

（1） 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）

（2） 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）

第11条第5号中「登録された暗証番号が入力されないとき」を「電子利用者証明（公的個人認証法第2条第2項に規定する電子利用者証明をいう。）が有効になされたことの確認を受けることができないとき」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第65号) 二宮町印鑑条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）に次の各号のいずれかに掲げるものを使用することにより、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。</u></p> <p>(1) <u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u></p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>電子利用者証明（公的個人認証法第2条第2項に規定する電子利用者証明をいう。）が有効になされたことの確認を受けることができないとき（前条第2項の規定による申請に限る。）</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>登録された暗証番号が入力されないとき（前条第2項の規定による申請に限る。）</u></p> <p>(6) (略)</p>